（前のページより続き）

○内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準等を定める件（**同**二二九）　一七三
○建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせないために壁等が確保しなければならない機能を定める件（**同**二三〇）　一七四
○主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床等の構造方法を定める件（**同**二三一）　一七九
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の規定に基づき国土交通大臣の所掌に係る権限の一部について委任した件の一部を改正する件（**同**二三二）　一八〇
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律第一条の規定により、漁船の操業を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定めた告示の一部を改正する件（**防衛**七五）　一八一
○都市計画に関する件
（**関東地方整備局**一三五～一四四）　一八一
○道路に関する件（**同**一四五）　一八二
○都市計画に関する件
（**北陸地方整備局**二一、二二）　一八二
○道路に関する件
（**近畿地方整備局**三九～四一）　一八三
○道路に関する件
（**中国地方整備局**四二）　一八三
○道路に関する件
（**九州地方整備局**四一、四二）　一八三
○都市計画に関する件
（**北海道開発局**二一～二四）　一八四
○都市計画に関する件
（**沖縄総合事務局**四～八）　一八四

府令

○内閣府令第二十二号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項及び第五十二条の二十七第二項の規定に基づき、銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄